

◎郵政民営化法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（新会社の株式） 第七条 「略」 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、処分するものとする。 （郵政事業に係る基本的な役務の確保） 第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。 2 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、地域住民が必要な基盤的サービス（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号） 第二条第五項に規定する基盤的サービスをいう。）を受けることが	（新会社の株式） 第七条 「同上」 2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、次条に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。 （郵政事業に係る基本的な役務の確保） 第七条の二 「同上」 〔新設〕

できる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源（同項に規定する郵便の業務等に係る経営資源をいう。）が活用されるようにするものとする。	3 前二項に規定するもののほか、郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。	（組織） 第二十条 民営化委員会は、委員五人をもって組織する。	2 民営化委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。	（委員及び臨時委員） 第二十一条 委員及び臨時委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。	2 委員及び臨時委員は、非常勤とする。	（委員及び臨時委員の任期） 第二十二条 〔略〕 2・3 〔略〕	4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査
2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。	（組織） 第二十条 〔同上〕	〔新設〕	（委員） 第二十一条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。	2 委員は、非常勤とする。	（委員の任期） 第二十二条 〔同上〕 2・3 〔同上〕	〔新設〕	

審議が終了したときは、解任されるものとする。

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、処分するものとする。

254 「略」

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十四条第一項中「及び機構法」とあるのは、「機構法並びに郵政民営化法第六十一条及び第

(株式の処分)

第六十二条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式について、その全部を処分することを目指し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況、第七条の二に規定する責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。

254 「同上」

(日本郵政株式会社法の適用に関する特例等)

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定」と、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

六十二条の規定」と、同法附則第二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法第六十一条に」と、「同条に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

2
〔略〕

（業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の二 郵便局株式会社が第七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

（同種の業務を営む事業者への配慮）

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第一項第八号ロ及び第二項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下この条において「届出業務」という。）を営むに当たっては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務（当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うものである場合には、当該委託に係る業務を含む。）と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

2
〔同上〕

（業務に係る届出に関する日本郵便株式会社法の特例）

第八十九条の二 郵便局株式会社が第七十六条の四第一項の規定によりした届出は、平成二十四年改正法の施行の時に、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第四項の規定によりした届出とみなす。

（同種の業務を営む事業者への配慮）

第九十二条 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法第四条第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務（以下この条において「届出業務」という。）を営むに当たっては、日本郵便株式会社が公社の機能を引き継ぐものであることに鑑み、届出業務（当該届出業務が他の事業者の委託を受けて行うものである場合には、当該委託に係る業務を含む。）と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮しなければならない。

附 則

（郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例）

第二条の二 第七条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「ものとする」とあるのは、「ものとする。ただし、日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式がそれぞれの発行済株式の総数に占める割合は、現下の郵政事業をめぐ
る状況に鑑み、同条に規定する責務の履行を確保する観点から、
三分の一を超えているものとする」とする。

2| 日本郵政株式会社は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、第七条の二に規定する責務の履行を確保する観点から、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行している株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項及び第四項第一号において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を、それぞれ保有していなければならない。

3| 前項の規定の適用がある場合における第六十二条第一項及び第六十三条第一項の規定の適用については、第六十二条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、附則第二条の二第二項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により保有

附 則

〔新設〕

していなければならない株式については、この限りでない」と、第六十三条第一項中「前二条」とあるのは「第六十一条、附則第二条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する前条」と、「第六十一条及び第六十二条」とあるのは「第六十一条、附則第二条の二第二項及び同条第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十二条」とする。

4 前条第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合には、日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有並びにこれらの株式会社株主としての権利の行使

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

5 前条第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三条第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）附則第二条の二第二項及び第四項」と、同条第二項及び同法第十

四条第一項中「及び機構法」とあるのは、「機構法並びに郵政民
営化法附則第二条の二第二項及び第四項の規定」と、同法附則第
二条第一項中「第四条に」とあるのは「第四条及び郵政民営化法
附則第二条の二第四項に」と、「同条に規定する業務」とあるのは
「これらの業務」とする。

（郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の見
直し）

第二条の三 民営化委員会は、当分の間、第十九条第一項第一号の
規定による意見を述べるときは、併せて、日本郵政株式会社が郵
便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合におい
ても第七条の二に規定する責務の履行を確保するための方策が講
じられているかどうかについて検証を行い、その結果に基づき、
本部長に意見を述べるものとする。

2 政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、同項
に規定する場合においても第七条の二に規定する責務の履行が確
保されるかどうかについて検討を加え、その結果に基づき、前条
に規定する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する
特例の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 附則第二条第二号に定める日後における前項の規定の適用につ
いては、同項中「前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、

〔新設〕

同項に規定する場合」とあるのは、「日本郵政株式会社が郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合」とする。

（移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方の検討）

第二条の四 民営化委員会は、第十九条第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、次に掲げる事項について検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

- 一 移行期間中の郵便貯金銀行の業務に関する規制が郵便貯金銀行と他の金融機関等（第二百五条第一項に規定する金融機関等をいう。）との間の競争関係及び郵便貯金銀行の経営に及ぼす影響
- 二 移行期間中の郵便保険会社の業務に関する規制が郵便保険会社と他の生命保険会社（第三百三十五条第一項に規定する生命保険会社をいう。）との間の競争関係及び郵便保険会社の経営に及ぼす影響

2| 政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 業務等（第四条―第十二条の三） 第三章 雑則（第十三条―第十六条の二） 第四章 罰則（第十七条―第二十二条） 附則 （責務） 第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。 2 〔略〕 3 会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。	目次 第一章 〔同上〕 第二章 業務等（第四条―第十二条） 第三章 雑則（第十三条―第十六条） 第四章 〔同上〕 附則 （責務） 第五条 〔同上〕 2 〔同上〕 〔新設〕

4 前項の「基盤的サービス」又は「郵便の業務等に係る経営資源」とは、それぞれ日本郵便株式会社法第二条第五項に規定する基盤的サービス又は郵便の業務等に係る経営資源をいう。

（地域貢献資金の交付）

第六条の二 会社は、日本郵便株式会社に対し、日本郵便株式会社が地域貢献業務（日本郵便株式会社法第四条第五項に規定する地域貢献業務をいう。）を実施する場合において、その実施に要する費用の一部に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、地域貢献資金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（定款の変更等）

第十一条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理、第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立てを除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（剰余金の配当の特例）

〔新設〕

〔新設〕

（定款の変更等）

第十一条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一条の二 政府の所有する株式に対する剰余金の配当については、会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。

〔新設〕

（地域貢献基金）

第十二条の二 会社は、日本郵便株式会社法第四条第六項の規定に

〔新設〕

よる通知を受けたときは、地域貢献資金の交付の財源として地域貢献基金を設け、附則第三条の三第一項又は次項の規定により積み立てる金額をもつてこれに充てるものとする。

2 会社は、剰余金のうち総務省令で定めるものの一部を地域貢献基金に積み立てることができる。

3 会社は、地域貢献基金を設けたときは、地域貢献基金に係る経理について、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。

4 会社は、地域貢献基金を設けたときは、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

一 その事業年度において第二項の規定により地域貢献基金に積

み立てた金額

二 その事業年度において第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した金額

三 その事業年度の末日における地域貢献基金の額

5 前各項に定めるもののほか、地域貢献基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(地域貢献基金の特例)

第十二条の三 会社は、日本郵便株式会社の業務又は財産の状況に照らして日本郵便株式会社法第五条第一項の責務の履行の確保が困難であると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、地域貢献基金の一部を取り崩し、日本郵便株式会社に対し、当該取り崩した額に相当する金額を当該責務の履行に要する費用に充てるための資金として交付することができる。

(監督)

第十三条 会社は、総務大臣がこの法律及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）の定めるところに従い監督する。

2 総務大臣は、この法律及び機構法を施行するため特に必要があ

(新設)

第十三条 会社は、総務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

(監督)

2 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認める

ると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十四条 総務大臣は、この法律及び機構法を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 「略」

（情報の公表）

第十六条 「略」

2 会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条若しくは第十条の規定による認可を受けたとき又は第十二条の二第四項の規定による提出をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議）

第十六条の二 会社は、第五条第一項の責務を果たすため、日本郵便株式会社、関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。次項において同じ。）及び関連保険会社（同

ときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十四条 総務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 「同上」

（情報の公表）

第十六条 「同上」

2 会社は、前項に定めるもののほか、第四条第二項、第九条又は第十条の規定による認可を受けたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

〔新設〕

条第三項に規定する関連保険会社をいう。次項において同じ。）に
対し、必要な協議を求めることができる。

2| 総務大臣は、第五条第一項の責務の履行の確保が図られるよう、
会社、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、前
項の協議に関し、必要な助言をすることができる。

3| 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三
月以内に、第一項の協議の実施状況その他の総務省令で定める事
項を総務大臣に報告しなければならない。

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行
為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行
うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一〇六 〔略〕

六の二 第十二条の二第四項の規定に違反して、同項に規定する
書類を提出せず、又は虚偽の記載をした同項に規定する書類を
提出したとき。

七・八 〔略〕

附 則

（政府の所有する株式に関する特例）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行
為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行
うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一〇六 〔同上〕

〔新設〕

七・八 〔同上〕

附 則

第三条の二 東日本大震災からの復興のための施策を実施するため

〔新設〕

に必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第七十二条第四項の規定が適用される間における第十一
条の二の規定の適用については、同条中「政府の所有する株式に」
とあるのは、「政府の所有する株式（特別会計に関する法律（平成
十九年法律第二十三号）附則第十二条の三の規定により国債整理
基金特別会計に所属替をしたものを除く。以下この条において同
じ。）に」とする。

（地域貢献基金への積立て）

第三条の三 会社は、次に掲げる株式の処分により利益金を生じた

〔新設〕

場合において、地域貢献基金を設けているときは、当該株式の処
分がされた日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、当該
利益金の額に相当する金額の全部又は一部を地域貢献基金に積み
立てなければならない。

一 郵便貯金銀行（郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金
銀行をいう。次項において同じ。）の株式の全部を処分する日ま
での間における当該株式の処分

二 郵便保険会社（郵政民営化法第二百二十六条に規定する郵便保
険会社をいう。次項において同じ。）の株式の全部を処分する日
までの間における当該株式の処分

2| 会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日又は郵便保険会
社の株式の全部を処分した日のいずれか遅い日の属する事業年度
の翌事業年度までの各事業年度に係る第十二条の二第四項及び第
二十一条の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」と
あるのは「次に掲げる事項並びにその事業年度において附則第三
条の三第一項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額及びそ
の積立てに係る同項に規定する利益金の額」と、同条第六号の二
中「第十二条の二第四項」とあるのは「第十二条の二第四項（附
則第三条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を
含む。以下この号において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第
十二条の二第四項」とする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（会社の目的） 第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務及び基盤的サービス提供業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。 （定義） 第二条 「略」 2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであつて、会社が第五号第一項の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。 一 会社が第五号第一項の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。	（会社の目的） 第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とする。 （定義） 第二条 「同上」 2 この法律において「銀行窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「銀行窓口業務契約」という。）を締結する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「関連銀行」という。）を所属銀行（同条第十六項に規定する所属銀行をいう。）として営む銀行代理業（同条第十四項第一号及び第三号に掲げる行為に係るものであつて、会社が第五号の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。 一 会社が第五号の責務を果たすために銀行代理業を営むこと。

二・三 〔略〕

四 会社が営む銀行代理業に関して関連銀行が会社に支払うべき手数料に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社（株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条第一項及び第七条第三項第一号において「生命保険」という。）に係るものであるとして、会社が第五条第一項の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一 会社が第五条第一項の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。

二・三 〔略〕

四 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行に関して関連保険会社が会社に支払うべき手数料に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

4 〔略〕

二・三 〔同上〕

〔新設〕

四 〔同上〕

3 この法律において「保険窓口業務」とは、会社と次に掲げる事項を含む契約（以下「保険窓口業務契約」という。）を締結する保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第三項に規定する生命保険会社（株式会社に限る。以下「関連保険会社」という。）を所属保険会社等として営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行（同法第三条第四項第一号に掲げる保険（第五条において「生命保険」という。）に係るものであるとして、会社が第五条の責務を果たすために営むべきものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）をいう。

一 会社が第五条の責務を果たすために保険募集及び関連保険会社の事務の代行を営むこと。

二・三 〔同上〕

〔新設〕

四 〔同上〕

4 〔同上〕

5 この法律において「基盤的サービス提供業務」とは、公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスその他の地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービス（以下「基盤的サービス」という。）の提供であつて、会社が国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者の委託を受けて、郵便の業務等に係る経営資源（郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うための施設、郵便物の集配ネットワーク、郵便局ネットワークその他の郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る経営資源をいう。第五条第二項において同じ。）を活用して行うものに係る業務をいう。	〔新設〕
6 この法律において「銀行代理業」とは、銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。	5 〔同上〕
7 この法律において「所属保険会社等」又は「保険募集」とは、それぞれ保険業法第二条第二十四項又は第二十六項に規定する所属保険会社等又は保険募集をいう。	6 〔同上〕
（業務の範囲） 第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。 一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務	（業務の範囲） 第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。 一 〔同上〕

二 銀行窓口業務 三 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、銀行窓口業務契約の締結及び当該銀行窓口業務契約に基づいて行う関連銀行に対する権利の行使 四 保険窓口業務 五 前号に掲げる業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う、保険窓口業務契約の締結及び当該保険窓口業務契約に基づいて行う関連保険会社に対する権利の行使 六 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務 八 前各号に掲げる業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で行う次に掲げる業務 イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務 ロ 基盤的サービス提供業務（イに掲げるものを除く。） ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務 二 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。 一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百	
二 〔同上〕 三 〔同上〕 四 〔同上〕 五 〔同上〕 六 〔同上〕 七 〔同上〕 〔新設〕 二 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。 一 〔同上〕	

二十四号) 第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

〔削る〕

二 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

4 会社は、第一項第八号ロ及び第二項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

5 会社は、第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち次の各号のいずれにも該当すると認められるもの（次項において「地域貢献業務」という。）をできる限り実施するよう努めるものとする。
一 地域住民の生活の維持のために必要であること。

二 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

三 前号に掲げるもののほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

3 〔同上〕

4 会社は、第二項第三号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに前項に規定する業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

〔新設〕

二 会社以外の者による実施が困難であること。

6 会社は、地域貢献業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣及び日本郵政株式会社に通知しなければならぬ。

7 第一項第二号から第五号までの規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所屬保険会社等の事務の代行を同項第八号ロ、第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

〔責務〕

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。

〔新設〕

5 第一項の規定は、同項第二号の規定により会社が営む銀行窓口業務以外の銀行代理業又は同項第四号の規定により会社が営む保険窓口業務以外の保険募集若しくは所屬保険会社等の事務の代行を第二項又は第三項の規定により会社が営むことを妨げるものではない。

〔責務〕

第五条 〔同上〕

〔新設〕

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の認可)

第七条 会社は、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするとき(総務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

2| 会社は、前項の総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3| 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする観点から適当なものであること。

二 第二条第二項第四号又は第三項第四号に掲げる手数料に関する事項が適正に定められていること。

(基盤的サービス提供業務の実施に関する協議)

第七条の二 会社は、国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者から、特定の郵便局(郵便窓口業務を行う会社

(銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約の内容の届出)

第七条 会社は、総務省令で定めるところにより、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

[新設]

[新設]

[新設]

の営業所であつて、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを含む。）における第四条第一項第八号ロに掲げる業務の実施に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

（情報の公表）

第十八条 「略」

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第四条第四項、第六条第二項又は第七条第二項の規定による届出をしたとき。

二 第七条第一項又は第十条の規定による認可を受けたとき。

三 「略」

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 「略」

二の二 第七条第一項の規定に違反して、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結し又は変更したとき。

三 第七条第二項の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は

（情報の公表）

第十八条 「同上」

2 会社は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

一 第四条第四項、第六条第二項又は第七条の規定による届出をしたとき。

二 第十条の規定による認可を受けたとき。

三 「同上」

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 「同上」

〔新設〕

三 第七条の規定に違反して、同条の届出を行わず、又は虚偽の

虚偽の届出を行ったとき。

四〇十一 〔略〕

附 則

（業務の特例）

第二条 〔略〕

2 前項の規定により会社の業務が営まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第四項	及び保険窓口業務	、保険窓口業務、附則第二条第一項第一号に掲げる業務（以下「受託郵便貯金管理業務」という。）及び同項第二号に掲げる業務（以下「受託簡易生命保険管理業務」という。）
第四条第一項第八号	前各号に掲げる業務	前各号に掲げる業務及び附則第二条第一項に規定する業務
第四条第二項	前項	前項及び附則第二条第一項

届出を行ったとき。

四〇十一 〔同上〕

附 則

（業務の特例）

第二条 〔同上〕

2 前項の規定により会社の業務が営まれる間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

第十四条第三号	第五号	第十四条第二号	第五号並びに附則第二条第一項第二号	第十四条第二号	第三号	第三号並びに附則第二条第一項第一号	第十四条第二号	第六号第二項第二号及び第七条の二	又は保険窓口業務 貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務	又は保険窓口業務、受託郵便 貯金管理業務又は受託簡易生命保険管理業務	第一項及び附則第二条第一項	前二項及び附則第二条第一項	前二項	第四条第三項
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔新設〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

○独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号）【第四条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 役員及び職員（第六条―第十二条） 第三章 業務 第一節 通則（第十三条・第十四条） 第二節 郵便貯金管理業務（第十五条） 第三節 簡易生命保険管理業務（第十六条―第十八条） 第四節 郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務（第十八条の二―第十八条の九） 第四章 財務及び会計（第十九条―第三十条） 第五章 雑則（第三十一条―第三十六条） 第六章 罰則（第三十七条―第三十九条） 附則 （機構の目的） 第三条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これら	目次 第一章 〔同上〕 第二章 〔同上〕 第三章 〔同上〕 第一節 〔同上〕 第二節 〔同上〕 第三節 〔同上〕 第四節 郵便局ネットワーク支援業務（第十八条の二―第十八条の六） 第四章 〔同上〕 第五章 〔同上〕 第六章 〔同上〕 附則 （機構の目的） 第三条 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これら

に係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持及び活用（以下「郵便局ネットワークの維持等」という。）の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）に係る基本的な役務及び基盤的サービス（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第五項に規定する基盤的サービスをいう。）の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（役員）

第六条 〔略〕

2 機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 〔略〕

二 関連銀行（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する関連銀行をいう。以下同じ。）又は関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。以下同じ。）の役員

に係る債務を確実に履行することにより、郵政民営化に資するとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（役員）

第六条 〔同上〕

2 機構に、役員として、理事二人を置くことができる。

（役員の欠格条項の特例）

第九条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 〔同上〕

二 関連銀行（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する関連銀行をいう。以下同じ。）又は関連保険会社（同条第三項に規定する関連保険会社をいう。以下同じ。）

三・四 〔略〕

2 〔略〕

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。

二 〔略〕

三 郵便局ネットワークの維持等の支援に関する次に掲げる業務

の役員

三・四 〔同上〕

2 〔同上〕

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。以下「整備法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号。以下この号及び第二十八条第一項第一号において「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行うこと。

二 〔同上〕

三 郵便局ネットワークの維持の支援に関する次に掲げる業務を

を行うこと。

イ 郵便局ネットワークの維持等に要する費用（日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務（ハ及び第十八条の三第二項各号において単に「銀行窓口業務」という。）及び同法第二条第三項に規定する保険窓口業務（ハ及び第十八条の三第二項各号において単に「保険窓口業務」という。）に係る部分に限る。）の一部に充てゐるための交付金を交付すること。

ロ イの交付金に關し關連銀行及び關連保險会社から拋出金を徴収すること。

ハ 郵便局ネットワークの維持等に要する費用（日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務（第十八条の三第二項第一号イにおいて單に「郵便窓口業務」という。）及び同法第二条第五項に規定する基盤的サービス提供業務（銀行窓口業務、保險窓口業務その他總務省令で定める業務を除く。以下「基盤的サービス提供業務」という。）に係る部分に限る。）の一部に充てゐるための交付金を交付すること。

ニ ハの交付金に關し日本郵政株式会社から拋出金を徴収すること。

四
〔略〕

2
〔略〕

行うこと。

イ 郵便局ネットワークの維持に要する費用の一部に充てゐるための交付金を交付すること。

ロ 拋出金を徴収すること。

〔新設〕

〔新設〕

四
〔同上〕

2
〔同上〕

第四節 郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務

(金融窓口関連交付金の交付)

第十八条の二 機構は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、日本郵便株式会社に對し、第十三条第一項第三号イの交付金（以下「金融窓口関連交付金」という。）を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に對して交付される金融窓口関連交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持等に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。第十八条の六第二項において同じ。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすること並びに地域における需要に應じて郵便局ネットワークを活用した基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

第四節 郵便局ネットワーク支援業務

(交付金の交付)

第十八条の二 機構は、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この節において同じ。）ごとに、日本郵便株式会社に對し、第十三条第一項第三号イの交付金（以下単に「交付金」という。）を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に對して交付される交付金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局（日本郵便株式会社法第二条第四項に規定する郵便局をいい、同法第六条第二項第二号に規定する日本郵便株式会社の営業所及び簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局を含む。）で郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額

二 次条第二項第一号の按分^{あん}して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、金融窓口関連交付金の額を算定し、当該金融窓口関連交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき金融窓口関連交付金の額（第二項各号に掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しなければならない。

（金融窓口関連拠出金の徴収）

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号イ及びロの業務並びにこれらに附帯する業務（以下「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、それぞれ、次の各号に掲げる額のうち関連銀行に係る額の合計額及び当該各号に掲げる額のうち関連保険会社に係る額の合計額とする。

二 次条第二項の按分^{あん}して得た額のうち日本郵便株式会社に係る額

3 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定し、当該交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、前項の認可を受けたときは、日本郵便株式会社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、交付すべき交付金の額（第二項各号に掲げる額を含む。）及び交付方法を通知しなければならない。

（拠出金の徴収）

第十八条の三 機構は、年度ごとに、第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務（以下「郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、関連銀行及び関連保険会社から、拠出金を徴収する。

2 前項の規定により関連銀行及び関連保険会社から徴収する拠出金の額は、前条第二項第一号に掲げる額及び郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、総務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分^{あん}して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社

一 前条第二項第一号に掲げる額を、総務省令で定める方法により、次のイからハまでに掲げる者について、その者の当該イからハまでに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額 イ 日本郵便株式会社 郵便窓口業務及び基盤的サービス提供業務 ロ 関連銀行 銀行窓口業務 ハ 関連保険会社 保険窓口業務	に係る額とする。 一 日本郵便株式会社 日本郵便株式会社法第二条第一項に規定する郵便窓口業務 二 関連銀行 日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務 三 関連保険会社 日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務
二 金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額を、総務省令で定める方法により、次のイ又はロに掲げる者について、その者の当該イ又はロに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額 イ 関連銀行 銀行窓口業務 ロ 関連保険会社 保険窓口業務	三 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金（以下「金融窓口関連拠出金」という。）の額を算定し、当該金融窓口関連拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。
三 機構は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、第一項の拠出金（以下「金融窓口関連拠出金」という。）の額を算定し、当該金融窓口関連拠出金の額及び徴収方法について総務大臣の認可を受けなければならない。 四 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会	四 機構は、前項の認可を受けたときは、関連銀行及び関連保険会

社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき金融窓口関連拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、金融窓口関連拠出金を納付する義務を負う。

(金融窓口関連交付金等に係る資料の提出の請求等)

第十八条の四 機構は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定により金融窓口関連交付金又は金融窓口関連拠出金の額を算定するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができる。

2・3 [略]

(督促及び滞納処分)

第十八条の五 機構は、金融窓口関連拠出金の納付義務者が納付期限までに金融窓口関連拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 [略]

3 機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る金融窓口関連拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例によ

社に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、納付すべき拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5 関連銀行及び関連保険会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、拠出金を納付する義務を負う。

(資料の提出の請求等)

第十八条の四 機構は、第十八条の二第三項又は前条第三項の規定により交付金又は拠出金の額を算定するため必要があると認めるときは、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に対し、資料の提出を求めることができる。

2・3 [同上]

(督促及び滞納処分)

第十八条の五 機構は、拠出金の納付義務者が納付期限までに拠出金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 [同上]

3 機構は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る拠出金及び第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、総務大臣

り、総務大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4 [略]

5 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る金融窓口関連抛出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその金融窓口関連抛出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

(郵便窓口等関連交付金の交付)

第十八条の六 機構は、年度ごとに、日本郵便株式会社に対し、第十三条第一項第三号ハの交付金（以下「郵便窓口等関連交付金」という。）を交付する。

2 前項の規定により日本郵便株式会社に対して交付される郵便窓口等関連交付金の額は、第十八条の二第二項第二号に掲げる額の範囲内において、次に掲げる郵便局で郵便の役務及び基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすることを確保するために不可欠な費用の額として総務省令で定める方法により算定した額とする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域その他の総務

の認可を受けて、滞納処分をすることができる。

4 [同上]

5 機構は、第一項の規定により督促をしたときは、その督促に係る抛出金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその抛出金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

[新設]

省令で定める地域に所在する全ての郵便局（日本郵便株式会社の営業所に限る。）

二 前号に掲げる郵便局以外の郵便局（これらの郵便局における基盤的サービス提供業務の実施の状況及び必要性を勘案して総務省令で定める方法により算定した数の郵便局に限る。）

3 第十八条の二第三項及び第四項の規定は、郵便窓口等関連交付金について準用する。この場合において、同項中「額（第二項各号に掲げる額を含む。）」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

（郵便窓口等関連拠出金の徴収）

第十八条の七 機構は、第三項の規定による通知を受けたときは、その都度、第十三条第一項第三号ハ及びニの業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務」という。）に要する費用に充てるため、日本郵政株式会社から、拠出金を徴収する。

2 前項の規定により日本郵政株式会社から徴収する拠出金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額に政府の所有する日本郵政株式会社の株式の数を乗じて得た額とする。

一 日本郵政株式会社が政府以外の者の所有する株式一株に対し

〔新設〕

て配当する剰余金の額

2 前号に掲げる額に日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）第十一条の二の政令で定める割合を乗じて得た額

3 総務大臣は、日本郵政株式会社の剰余金の配当の決議について日本郵政株式会社法第十一条の規定による認可を行ったときは、機構に対し、日本郵政株式会社が納付すべき第一項の拠出金（以下「郵便窓口等関連拠出金」という。）の額を通知しなければならない。

4 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、日本郵政株式会社に対し、納付すべき郵便窓口等関連拠出金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

5 日本郵政株式会社は、前項の規定による通知に従い、機構に対し、郵便窓口等関連拠出金を納付する義務を負う。

（郵便窓口等関連交付金に係る資料の提出の請求等）

第十八条の八 第十八条の四の規定は、郵便窓口等関連交付金について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「第十八条の二第三項又は前条第三項」とあるのは「第十八条の六第三項において準用する第十八条の二第三項」と、「日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社」とあるのは「日本郵便株式会社」と読み替えるものとする。

〔新設〕

(提出及び公表)

第十八条の九 日本郵便株式会社は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、当該年度の前年度において郵便局ネットワークの維持等に要した費用の額、第十八条の二第四項の規定により通知された同条第二項第一号に掲げる額、同条第一項の規定により交付された金融窓口関連交付金の額及び第十八条の六第一項の規定により交付された郵便窓口等関連交付金の額を記載した書類を機構に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(区分経理)

第十九条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 〔略〕

三 金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務 金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定

四 郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務 郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 機構は、郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定及び郵便窓

(提出及び公表)

第十八条の六 日本郵便株式会社は、年度ごとに、総務省令で定めるところにより、当該年度の前年度において郵便局ネットワークの維持に要した費用の額、第十八条の二第四項の規定により通知された同条第二項第一号に掲げる額及び同条第一項の規定により交付された交付金の額を記載した書類を機構に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(区分経理)

第十九条 機構は、次の各号に掲げる業務ごとに経理を区分し、当該各号に定める勘定を設けて整理しなければならない。

一・二 〔同上〕

三 郵便局ネットワーク支援業務 郵便局ネットワーク支援勘定

〔新設〕

(利益及び損失の処理の特例等)

第二十五条 機構は、郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定において、

口等関連郵便局ネットワーク支援勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第三項において単に「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。

2 「略」

3 機構は、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

4・5 「略」

（長期借入金）

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務及び郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に必要な費用に充てるため、総務大臣

通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び第三項において単に「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理することができる。

2 「同上」

3 機構は、郵便局ネットワーク支援勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

4・5 「同上」

（長期借入金）

第二十六条 機構は、郵便貯金管理業務、簡易生命保険管理業務及び郵便局ネットワーク支援業務に必要な費用に充てるため、総務大臣の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

の認可を受けて、長期借入金を行うことができる。

〔審議会等への諮問〕

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項各号の総務省令を定めようとするとき。

二 〔略〕

〔関係大臣との協議〕

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 三 〔略〕

四 第十八条の六第二項又は第二十八条第二項の総務省令を定めようとするとき 財務大臣

五 第十八条の六第三項において準用する第十八条の二第三項、第二十六条又は第二十七条の規定による認可をしようとするとき 財務大臣

六 〔略〕

〔削る〕

〔審議会等への諮問〕

第三十二条の二 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項の総務省令を定めようとするとき。

二 〔同上〕

〔関係大臣との協議〕

第三十三条 総務大臣は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 三 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

四 〔同上〕

五 第二十六条又は第二十七条の規定による認可をしようとする

〔削る〕

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の四第三項（第十八条の八において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 〔略〕

附則

（政府の所有する日本郵政株式会社の株式に関する特例）

第二条の二 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百七号）第七十二条第四項の規定が適用される間における第十八条の七第二項の規定の適用については、同項中「政府の所有する日本郵政株式会社の株式」とあるのは、「政府の所有する日本郵政株式会社の株式（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十号）附則第十二条の三の規定により国債整理基金特別会計に所

とき 財務大臣

六 第二十八条第二項の総務省令を定めようとするとき 財務大臣

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条の四第三項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出したとき。

二 〔同上〕

附則

〔新設〕

属替をしたものを除く。」とする。

（郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務の財源の特例）

第二条の三 機構は、当分の間、第十九条の規定にかかわらず、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てるため、毎事業年度、旧郵便貯金法第二十九条又は第四十条の規定によりその事業年度の前事業年度にその権利が消滅した郵便貯金の合計額（郵便貯金管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額に限る。）を郵便貯金勘定から郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れるものとする。

2 機構は、第十九条の規定にかかわらず、郵便貯金勘定に属する財産の状況に照らして第十三条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務の実施のために特に必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、前項（郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）附則第五条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により繰り入れた金額の範囲内において総務大臣の承認を受けた金額を郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定に繰り入れることができる。

〔新設〕